

# 千葉県教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

令和7年8月20日  
企画管理部教育総務課

## 1 改正理由

千葉県教育委員会会議への教育長及び委員の出席について、災害や感染症対策、他の用務等により参集、若しくは出席が困難な場合等にも必要に応じて、オンライン会議システム等を活用して教育委員会会議の開催及び出席を可能とするものである。

### (1) 国の動向

令和2年7月28日付け文部科学省通知において、コロナ禍での教育委員会会議の開催にあたって、オンライン会議システム等を活用した会議開催も可能との文部科学省の考え方が示されている。(これにより、他県でもオンライン出席を認めているケースがある。)

### (2) 会議成立のために

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第14条第3項に「教育委員会は、教育長及び在任委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。」とある。多忙な委員が多い中、会議を成立させていくためにはオンライン出席が必要である。

## 2 改正内容

### (1) 本件規則第五条の次に次を加える。

(出席の特例)

第五条の二 教育長が必要と認めたときは、教育長及び委員は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法によつて、会議に出席することができる。

### (2) (1) に伴い、下記を改める。

第十六条 「議席において配布」を「配付」に改める。

第二十三条第二項を削る。

第二十七条の二 「第二十三条第一項及び第二十四条」を「第二十三条」に改める。

## 3 適用

令和7年9月1日施行